

新 旧 対 照 表

新

高知県社会福祉審議会規則 (抜粋)

本則

(身体障害者福祉専門分科会)

第7条 略

2・3 略

4 更生医療部会は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第19項に規定する自立支援医療のうち障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更正医療に係る同法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係る指定の取消し等の審査を行う。

5・6 略

旧

高知県社会福祉審議会規則 (抜粋)

本則

(身体障害者福祉専門分科会)

第7条 略

2・3 略

4 更生医療部会は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する自立支援医療のうち障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更正医療に係る同法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係る指定の取消し等の審査を行う。

5・6 略